

行政減量・効率化有識者会議説明資料

(独立行政法人 国民生活センター)

平成20年6月11日

 内閣府国民生活局

1. 国民生活センターの在り方の検討

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

国民生活センター

事務・事業の見直し

【国民生活センターの在り方の検討】

- 消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。

- 国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たせるための情報及び組織のネットワークを確立する。

2. 国民生活審議会における意見

「国民生活センターのあり方について」(平成20年4月3日国民生活審議会意見)

国民生活センターと消費生活センターは消費者問題の現場で中心的な役割を担っている。
→「消費者が主役となる行政」において、両者が一体となって、機能強化を図ることが必要

消費者行政の現場対応の強化（3つの強化すべき役割）

消費者問題に関する ワンストップ・サービス拠点

- ・消費者から見てわかりやすい窓口の整備
→消費生活センターのネットワークを強化し、地域における一元的窓口の形成を推進
→消費生活センターの相談能力向上のため、経由相談や研修を充実
→消費問題窓口へのPIO-NET設置
- ・消費者紛争の解決
→地方の苦情処理委員会の活性化
→センターの紛争解決機能の整備・充実

市場の監視役

- ・消費者問題に関する情報の迅速かつ一元的な集約
→関係機関の情報を含め、センターに情報を一元的に集約
- ・分析・調査研究の充実強化
→「消費者Gメン（仮称）」の設置
- ・商品テスト機能の充実強化
→センターが重要と判断したテストを、他機関が優先的に実施する制度
- ・消費者の自立支援に向けた情報提供・消費者教育
- ・国際的な連携の促進
- ・事業者に対する監視機能の強化
- ・消費者視点に立った事業者の活動の促進

現場情報を政策に反映

- ・法執行部門との連携
→法執行部門への勧告等
→センターが立入調査等を担うことについての検討
- ・政策の企画立案への反映
→政策提言への対応状況を各府省は公表
- ・公務員等の研修の場
→センターや消費生活センターの現場を体験できる研修制度

被害救済機能の強化（将来的な検討課題）

- ・事業者の違法な行為等に対する差止請求権の付与
- ・被害者の金銭的救済に公的機関として主体的な役割を果たす

地方の消費生活センター等の活性化

- ・消費生活センターについて法律上の位置付け等により機能拡充
- ・消費者行政の重要性の認識を高める働きかけ

上記の機能を担うべく必要な予算人員を確保し、消費者行政推進会議の議論も踏まえて組織形態を見直し

3. 消費者行政推進会議取りまとめ素案について

「消費者行政推進会議取りまとめに向けて(素案)」
(平成20年5月21日消費者行政推進会議(第7回)資料)(抄)
〔国民生活センターのあり方の検討等に係る箇所〕

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

- 地方の消費生活センター及び国民生活センターを消費者が何でも相談でき、誰でもアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築する。窓口では、相談受付から助言・あっせん、紛争解決まで、一貫して対応。一元的な窓口の整備は、事業者の利便性を高めることにもつながると期待される。
- 一元的な消費者相談窓口に共通の電話番号を設けるとともに、消費者の生命・身体に関わる事故の発生など緊急な対応を要する事案について、全国ネットワークのいずれかの窓口が、365日24時間対応し得る体制を構築。
- このため、地方の消費生活センターを法的に位置づけ、都道府県等の消費生活センターは中核センターとして、また、市区町村の消費生活センターは消費者に最も身近な最前線の窓口として、新組織、国民生活センターと連携しつつ機能。
- 国民生活センターは、国の中核的实施機関として、消費者相談(国民生活センターへの直接相談や、消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援)、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、PIO-NETの刷新や事故情報データベースの創設などのシステム整備を加速する。また、全国的に重要な消費者紛争の解決(ADR)のための体制整備を進める。同時に、こうした機能を果たすため、業務運営の改善、内部組織の見直しや関係機関との人事交流の拡大など人事面、組織面、運用面の改革を進める。

4. 消費者庁(仮称)の機能～消費者庁は、消費者に身近な問題を取扱う法律を幅広く所管～
- また、(独)製品評価技術基盤機構、(独)農林水産消費安全技術センター、(独)国立健康・栄養研究所等の商品テスト機能を有する関係機関に関しては、消費者庁が被害情報等を一元的に収集した上で、商品等の調査・検査・試験を直接、機動的に要請できる仕組みを構築。具体的には、これら関係機関が消費者庁の要請を受けて、速やかにその実施を行えるよう、設置根拠法等を改正。また、消費者庁が個別作用法に基づく権限を円滑に行使できるよう、これら機関の商品テスト等に関連する所要の措置をとる。
5. 消費者庁創設に向けたスケジュール～来年度から消費者庁を発足～
- 来年度から消費者庁を発足させることとし、必要な法律案、予算、機構・定員等の要求等の準備を進める。また、消費者庁の円滑な発足のため、所要の体制整備を行い、内閣府においては消費者庁の司令塔機能を先行実施するとともに、一元的な窓口の構築に向けた取り組みを行うなど、今年度中に前倒して実施できることは、早急に着手。
 - 本取りまとめ内容については、その後の作業を円滑に進めるため、政府として直ちに、法律改正、概算要求の内容、スケジュール等をできる限り具体化した、「基本計画」として閣議決定。さらに、基本計画に沿って、設置法、消費生活センターの法的位置づけ等を規定する新法、移管対象となった法律等の関連法案を早期に国会に提出。

(参考) 消費者行政推進会議とりまとめ素案概要について

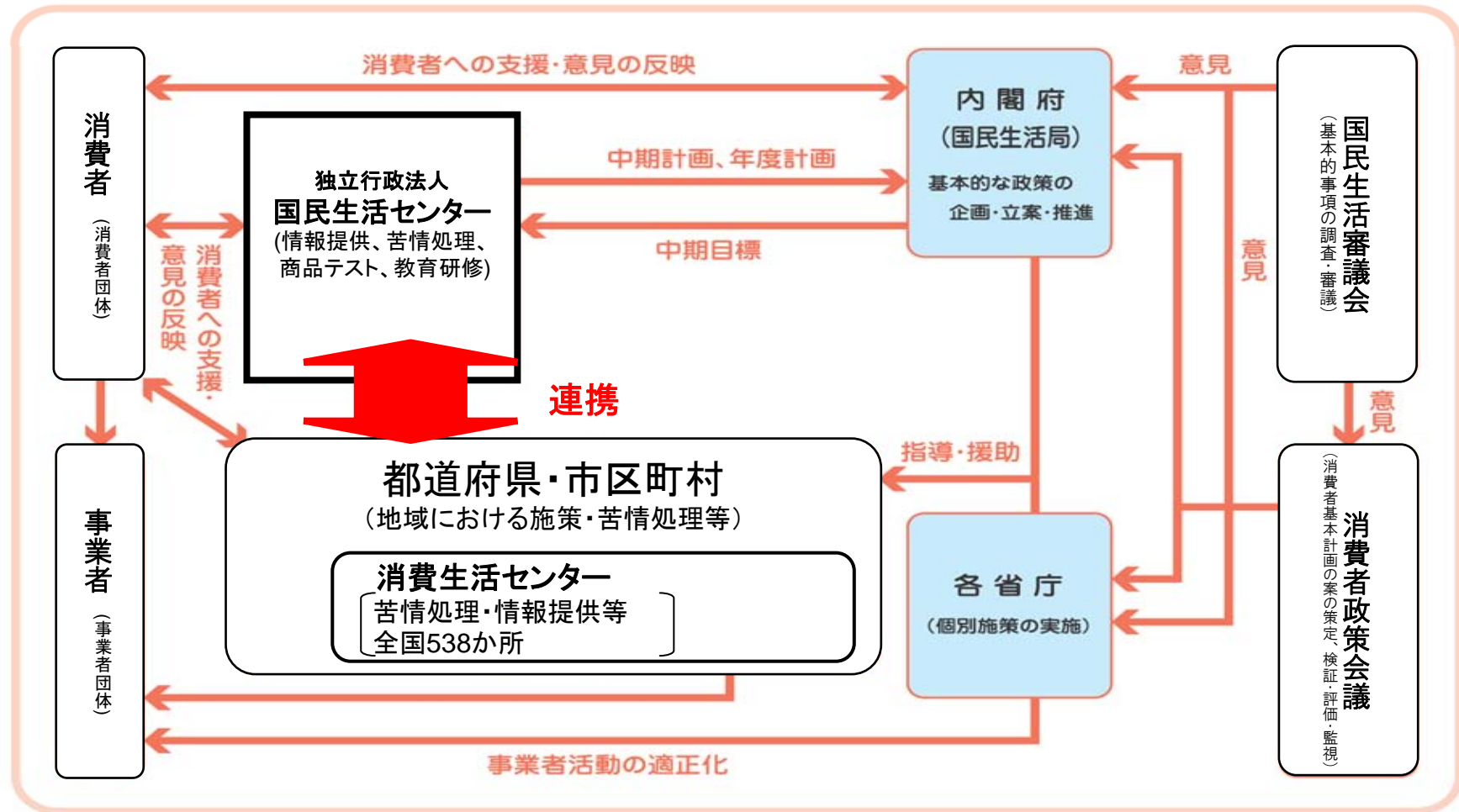
「消費者行政推進会議取りまとめに向けて(素案)」
(平成20年5月21日消費者行政推進会議(第7回)資料)(抜粋)

1. 基本的考え方
 - ・ 消費者・生活者の視点に立った行政への転換
2. 新組織が満たすべき6原則
 - ・ 原則1:「消費者にとって便利で分かりやすい」
 - ・ 原則2:「消費者がメリットを十分実感できる」
 - ・ 原則3:「迅速な対応」
 - ・ 原則4:「専門性の確保」
 - ・ 原則5:「透明性の確保」
 - ・ 原則6:「効率性の確保」
3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置
 - ・ 地方における消費者行政の取組強化
4. 消費者庁(仮称)の機能
 - ・ 消費者庁は、消費者に身近な問題を取扱う法律を幅広く所管
 - ・ 新組織の形態は、内閣府の外局の「庁」、消費者行政担当大臣を置くことを法律に明記
5. 消費者庁創設に向けたスケジュール
 - ・ 来年度から消費者庁を発足
 - ・ 「基本計画」を閣議決定し、基本計画に沿って、設置法、新法、移管対象となった法律等の関連法案を早期に国会に提出

参考資料1 国民生活センターの概要

1 目的	国民生活の安定と向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと（※独立行政法人国民生活センター法第3条）
2 主な業務	相談業務、相談情報の収集・分析・提供、広報・普及啓発、商品テスト、教育研修
3 機能・役割	別添の図を参照
4 所在地	相模原事務所：神奈川県相模原市弥栄3-1-1 東京事務所：東京都港区高輪3-13-22
5 役職員	役員：6名（理事長 中名生 隆、理事3名、監事（非常勤）2名） 職員：117名（平成20年4月1日現在）
6 資本金	91億6,600万円 ※全額政府出資
7 予算	34億4,900万円（平成20年度）
8 沿革	<ul style="list-style-type: none">昭和37年 特殊法人国民生活研究所 発足昭和45年 特殊法人国民生活センター 発足（国民生活研究所を改組） （※ 昭和43年「消費者保護基本法」公布・施行）平成15年 独立行政法人国民生活センター 設立

別 添



国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、

- ①消費生活情報の収集・提供
- ②苦情相談処理
- ③商品テスト
- ④消費者に対する啓発・教育

等における中核的な機関として積極的な役割を果たす (消費者基本法第25条)